

指定短期入所生活介護／指定介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームときわぎ世田谷

重　要　事　項　説　明　書

指定短期入所生活介護/指定介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

【法人の基本理念】

『ゆとりと安心を笑顔で』を基本理念とし、一人一人の心身の状態やご希望にそって、質の高いサービスを提供して参ります。

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

生活相談員 : 飯塚 徹 佐々木 信弥

電話 : 03-6413-8571

相談受付時間 : 9:00 ~ 18:00

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。時間外は翌日承ります。

2 ときわぎ世田谷の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業者番号	1371215680
事業所名	短期入所生活介護 ときわぎ世田谷
所在地	東京都世田谷区下馬2丁目3番地10号

(2) 施設の職員体制 (特養 90名・ショートステイ 10名、計 100名に対する職員体制)

令和6年4月1日現在

職種	配置基準	現員数	備 考
管理者	1名	1名	
医師 (非常勤)	—	2名	内科・精神科
介護支援専門員	1名	1名	
生活相談員	1名	2名	
介護職員	34名	52名	利用者:職員 = 2 : 1
看護職員	3名	5名	
管理栄養士	1名	2名	
機能訓練指導員	1名	2名	理学療法士・作業療法士
事務職員	—	2名	
調理員	—	5名	

※当施設は、上記の配置基準数を上回る職員配置で対応しております。

(3) 施設設備概要

定 員	10名	医 務 室	1室
居 室	10室 (全個室)	機能訓練室	1室
浴 室	個室浴槽と特殊浴槽があります		
空室利用可能数	10室 (特別養護老人ホームに空室がある場合に限る)		

ショートステイ専用の居室は上記10室となっておりますが、ショートステイ専用の居室が満室の場合は、特別養護老人ホームの空室をご利用頂く場合があります。

3 ご利用場所

東京都世田谷区下馬2丁目3番地10号 特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷

4 サービス内容

(1) 食事 朝食 午前8時～10時

昼食 午後0時～2時

夕食 午後5時～7時

個々の生活時間にあわせて2時間の範囲内でお召し上がりいただけます。

(2) 入浴 原則として、2泊3日で1回入浴していただけます。

ただし、身体の状態に応じ清拭となる場合があります。

(3) 介護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。

・着替え介助 ・体位交換 ・排泄介助 ・口腔ケア（毎食後）

・シーツ交換 ・施設内の付き添い介助

・施設内のレクリエーション 等

(4) 健康管理

短期入所生活介護の利用初日に簡単な健康チェックとお身体の確認を行わせていただきます。（検温・血圧測定・身体・皮膚状況確認など）

※入所時に発熱、高血圧状態等の体調不良、感染症疑いがある場合は、ご利用をお断りさせていただきます。

※ご利用中に発熱、高血圧状態等の体調不良、感染症疑いが確認された場合は、ご利用を中止させていただきます。

5 利用料金 ※詳細は契約書別紙をご参照下さい。

(1) 基本料金

・介護保険給付サービス費

①施設利用料

②加算

・介護保険給付外サービス費

※③食費 1,445円／日（朝食：375円、昼食：545円、夕食：525円）

*行事食の場合、費用追加がございます。（希望者のみ）

※④滞在費 2,900円／日（ユニット型個室）

※③④については、負担限度額認定証をお持ちの方はその負担額となります。

負担限度額認定証については、介護保険の保険者である自治体の担当部署にお問い合わせください。

(2) その他の料金

①日常生活費（日用品類等） 実費

利用者様のご希望に応じて提供させていただいた場合の料金です。

施設備え付けの日用品以外の利用者様ご希望の特定品など。

（入居時にご持参いただければ費用はかかりません）

②おやつ飲み物代 100円／日

施設で一律に提供する飲食物（緑茶、ほうじ茶等）以外に、入居者様におやつと飲み物を個別に選択していただき、お好きなものを召し上がっていただきます。

②リースTV代等 100円／日

個々のお部屋でレンタルTVをご利用頂けます。

（持ち込み電気機器使用料も含まれております。）

③クラブ・行事・カフェ等への参加（個別） 実費

施設内でのクラブ活動、行事、カフェの利用等、入居者様の希望によって個々に選択していただき、施設が準備する個別の趣味活動として参加していただけます。

参加に係る材料費等の費用は同意を得た上でご負担いただいております。

④その他

●理美容料金 利用された場合 実費（ヘアカット 1,800円他）

利用キャンセルのご連絡が利用開始予定日前日の正午以降であった場合、予約いただいた利用期間の食費・滞在費の50%のキャンセル料が発生します。詳細は契約書別紙をご確認ください。

利用中の通院の付き添い、送迎は原則ご家族対応とさせていただきます。ただしやむを得ない場合は有料で行うことができますが、配車、時間、医療機関の所在地などの事情により対応できない場合があります。

(3) 支払方法

預金口座からの引き落としとなります。サービス利用月の翌月中旬（15日前後）に、ご自宅へご利用明細書を郵送致します。サービス利用月の翌月27日に、指定口座より引き落としとなります。

例・・・4月分の利用料は4月末日で締めて計算し、5月15日頃請求書を発送、5月27日が引き落とし日となります。

6 サービスの利用方法

サービスの利用申し込み

- ・介護支援専門員を通してお申込み下さい。
- ・最初のご利用期間決定後、契約を締結いたします。

なお、ご利用の予約はご希望日の月の2か月前、1日からお受けいたします。1日が土日、祝日の場合は、翌平日となります。

7 施設利用に当たっての留意事項

- ・面　　会　　・・・・・・午前9時から午後8時までにお願いします。
施設受付にて面会票にご記入のうえ、ご面会ください。
※感染症等の状況により変更することがあります。
- ・所持品の持ち込み　　・・・・・・ご用意していただく物は、別紙をご参照ください。
紛失・破損などの事故予防のため、金品、貴重品などのご持参はご遠慮いただいております。
- ・施設外での受診　　・・・・・・かかりつけ医への受診はご家族でお願いします。緊急時は、ご家族にご連絡のうえ、かかりつけ医、協力医療機関、救急病院での受診となります。ご家族の付き添いをお願い致します。
- ・喫煙　　・・・・・・施設内禁煙とさせていただいております。
- ・宗教活動　　・・・・・・施設内での宗教活動はご遠慮ください。
- ・ペット　　・・・・・・ペット同伴は不可とさせていただきます。
- ・食品の持参　　・・・・・・飴玉（キャラメルを含む）は窒息の危険性がありますので、持参はご遠慮願います。また、生もの等は食中毒の危険性がございますので、ご遠慮下さい。

8 緊急時の対応方法

利用者様の容体に急変等があった場合には、ご家族または緊急連絡先へ連絡いたしますので、主治医（かかりつけ医）に連絡する等必要な措置をお願いします。なお、外来診療時間外、夜間、休日は、救急指定の医療機関または休日当番医などへの受診となることがあります。

緊急連絡先		主　　治　　医	
氏　名		病院等	
住　所		医師名	
電話番号		住　所	
続　柄		電話番号	

協 力 医 療 機 関	岩崎内科クリニック	世田谷区三軒茶屋 2-56-7 グランメゾン三軒茶屋の杜 1階	TEL 03-3419-1085
	古畠病院	世田谷区池尻 2-33-10	TEL 03-4324-0705
	三宿病院	目黒区上目黒 5-33-12	TEL 03-3711-5771

※医師等からの指示があった時は、速やかに対処してください。

9 非常災害対策

- ・火災時等の対応 ・・・・・・施設職員により避難・初期対応の後、消防隊へ
- ・防災設備 ・・・・・・非常通報装置、消防署へのホットライン、スプリンクラー設備
室内消火栓、消火器等
- ・防災訓練 ・・・・・・毎月1回 防災訓練等実施
- ・防火責任者 ・・・・・・管理部 飯塚 徹
- ・利用者における事故等の安全対策担当者 ・・・・・・高畠 健一

10 サービスの苦情対応

- ①短期入所生活に関する相談・要望・苦情担当

担当 施設内苦情解決委員会受付窓口 生活相談員 佐々木 信弥

第三者委員 峯尾 武巳(学識経験者) 電話 046-828-2699

なお、苦情の解決については施設内に設置する苦情解決委員会で検討、その結果については、ご報告させていただきます。

- ②その他の苦情相談窓口

・世田谷総合支所 保険福祉課 地域支援担当 電話 03-5432-2850

・世田谷区社会福祉協議会 電話 03-5429-2200

・東京都国民健康保険団体連合会(国保連) 電話 03-6238-0177

※事業者や区市町村で取り扱うことが困難な場合

※事業者所在地と利用者の居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合

※苦情申立人が、国保連合会での苦情申立を特に希望される場合

1 1 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 常盤会
代表者役職・氏名 理事長 丹下光
本部所在地 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922番地1
電話番号 042-557-8886

定款の目的に定めた事業

1 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム みずほ園
- (ロ) 特別養護老人ホーム ときわぎ国領

2 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンター 高齢者在宅サービスセンター みずほ
- (ロ) 老人短期入所事業 (みずほ園)
- (ハ) 老人居宅介護等事業 (高齢者在宅サービスセンターみずほ)
- (ニ) 障害福祉サービス事業
(居宅介護・重度訪問介護・高齢者在宅サービスセンター みずほ)
- (ホ) 保育所 ときわぎ国領保育園
- (ヘ) 老人短期入所事業(ときわぎ国領)
- (ト) 老人デイサービスセンター ときわぎ国領
- (チ) 老人居宅介護等事業 (居宅介護・訪問介護 ときわぎ国領)

施設・拠点等

- 1 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームみずほ園)
- 2 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームときわぎ国領)
- 3 併設型短期入所生活介護事業 (特別養護老人ホームみずほ園)
- 4 併設型短期入所生活介護事業 (特別養護老人ホームときわぎ国領)
- 5 指定通所介護事業 (高齢者在宅サービスセンターみずほ)
- 6 指定通所介護事業 (老人デイサービスセンターときわぎ国領)
- 7 指定訪問介護事業センター みずほ
- 8 指定訪問介護事業 ときわぎ国領
- 9 指定居宅介護支援事業者センター みずほ
- 10 指定居宅介護支援事業者 ときわぎ国領
- 11 地域包括支援センター みずほ
- 12 地域包括支援センター ときわぎ国領
- 13 許認可保育所 ときわぎ国領保育園

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所番号 1371215680

事業者

名 称 短期入所生活介護 ときわぎ世田谷
介護予防短期入所生活介護 ときわぎ世田谷

所在地 東京都世田谷区下馬2丁3番地10

施設長 小山内 健一 (印)

説明者 生活相談員 (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意します。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人（家族、後見人等）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者との関係 _____